

令和8年度

甲賀市立貴生川小学校  
いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

甲賀市立貴生川小学校

## 目次

|    |                                     |   |
|----|-------------------------------------|---|
| 1. | はじめに                                | 1 |
| 2. | いじめの定義                              | 1 |
| 3. | いじめの禁止                              | 1 |
| 4. | いじめ未然防止のための組織                       | 1 |
| 5. | 学校全体としての取組                          | 2 |
|    | 学校としての基本姿勢                          | 2 |
|    | （1）いじめ防止のための取組                      | 2 |
|    | （2）いじめの早期発見                         | 2 |
|    | （3）いじめへの対処                          | 3 |
|    | （4）家庭及び地域との連携                       | 3 |
|    | 《家庭》                                | 3 |
|    | 《地域》                                | 3 |
|    | （5）関係機関との連携                         | 3 |
|    | （6）パソコンやスマートフォン等を利用したいじめや性的ないじめへの対策 | 4 |
| 6. | 重大事態への対処                            | 4 |
|    | （1）重大事態の意味について                      | 4 |
|    | （2）事実関係を明確にするための調査の実施               | 4 |
| 7. | 基本方針の見直し                            | 5 |
| 8. | いじめ未然防止等に向けての年間計画                   | 5 |

わが校のいじめストップアクションプラン

# 甲賀市立貴生川学校 いじめ防止基本方針

令和8年(2026年)4月1日改正  
甲賀市立貴生川小学校長 奥村 仁史

## 1. はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針(以下「学校の基本方針」という)を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

## 2. いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。
- 6 けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 3. いじめの禁止

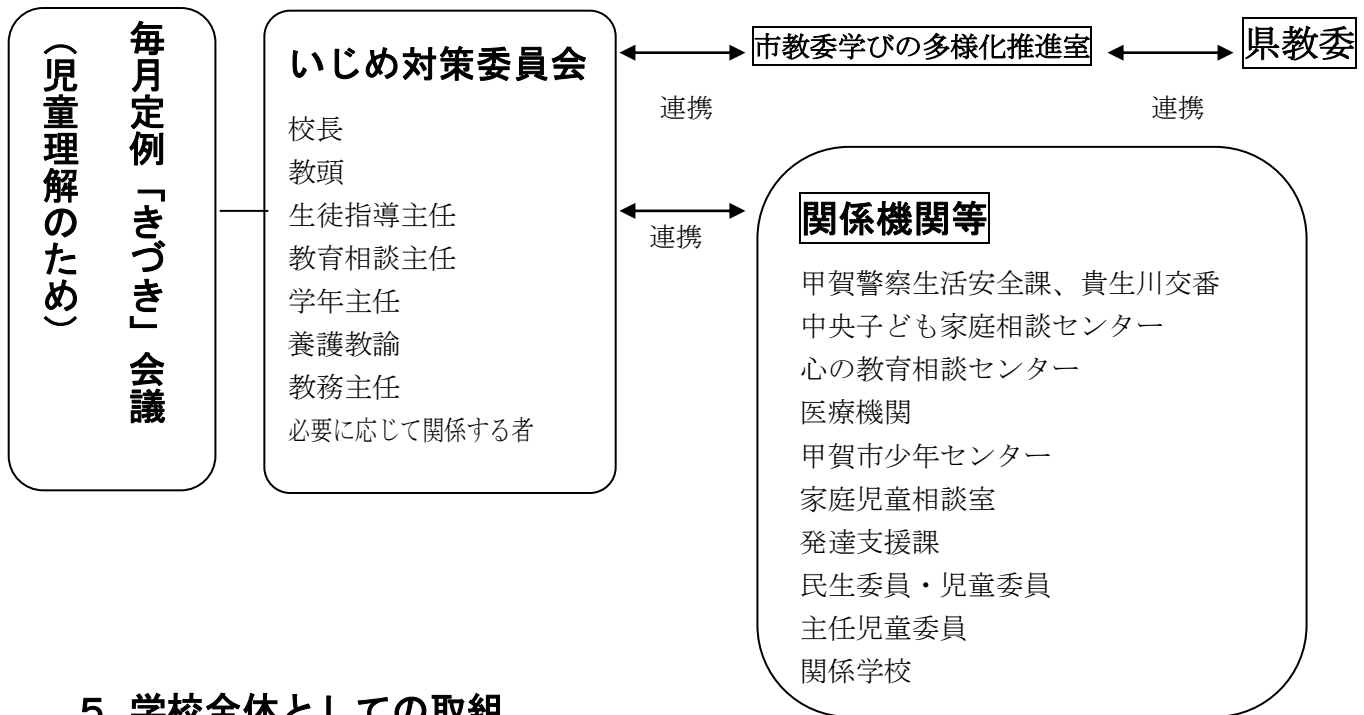
児童はいかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

## 4. いじめ未然防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処)のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ未然防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

## ◎生徒指導体制



## 5. 学校全体としての取組

### 学校の基本姿勢

平時から校内における児童生徒の指導体制や教育相談体制の充実を図るとともに、風通しのよい組織体制や教職員風土の構築、保護者・地域との信頼関係の確立に向けて取り組むとともに、校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

### (1) いじめ未然防止のための取組

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、平時から日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 児童会での委員会活動による自主的な活動を行う。
- ④ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑤ 自他の命を大切に、グループ、学級、学年、学校集団活動の充実を通して、児童生徒相互の交流を深め、一人ひとりが互いによさを認め合う「居場所づくり」に努める。

### (2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気付く力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。重大な被害が疑われる場合や不登校が予想される場合には、緊急のケース会議を開き対応する。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。
- ④ 月1回の「きづき」会議（児童理解のための）で情報交換し、職員間の共通理解を図る。
- ⑤ 5, 6年生は教科担任制のため、教科担当間で連携し、学年会等で情報共有する。

### （3）いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事情を聞き取り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携をして、適切な支援や情報の共有や、具体的な今後の取組方策の策定等を行う。その際、いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを知らせた児童生徒の安全確保を最優先にしながら対処する。

- ① 学校としての組織的対応をする。（緊急のケース会議を開く）
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

少なくとも以下2つの要件が満たされている時、いじめが「解消している」状態とする。

- ① いじめが止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること
- ② 被害児童本人及び保護者に対して面談等により確認できていること

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

### （4）家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### 《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気を付け、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配付して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気付きのための取組を進める。
- ③ 保護者活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

#### 《地域》

学校運営協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域として子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校運営協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

## (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は早期に警察に相談することとし、特に児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。学校だけでは解決が困難な事案については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、迅速かつ的確に対処できるよう、弁護士や臨床心理士等の専門家、警察官や教職員の経験者を派遣する取組や、法的なアドバイスを得られるように協力を要請し、連携して対応する。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

## (6) パソコンやスマートフォン等を利用したいじめや性的ないじめへの対策

パソコンやスマートフォン等を利用したインターネット上のいじめは、拡散し消去することが極めて困難なため深刻な影響を及ぼすことや、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童に理解させる取組を行う。

学校における情報モラル教育を進め、保護者にはその危険性等についての理解が進むよう、学校広報等で啓発することで、保護者と連携・協力し、両者で指導に当たる。加えて、パソコンやスマートフォン等を利用したいじめについては、関係機関と連携し、実態把握を行うとともに迅速かつ的確に対処できる体制の整備に努める。

また、子どもでもインターネット等において、性に関する過激な情報に触れることができる一方で、性的なことへの配慮やデリケートな問題であることの認識が不十分な場合もある。そのため性的ないじめを一種の遊びと捉えて行ってしまう危険性がある。性的ないじめはいじめを受けた児童生徒を心身ともに深く傷つけるものであり、犯罪と認定される場合もあるため、即時に対応し行為の重大性を指導する。

「命の安全教育」や様々な機会に、相手を思いやることの必要性、男女間のマナー、性的ないじめの問題について、児童の発達の段階を踏まえた啓発を行うとともに、深刻な性的ないじめについては、保護者との連携はもとより、警察等との連携を図っていく。

## 6. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味について

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）」に従って適切に対応する。

重大事態とは、法第28条第1項各号に規定されるものであり、その解釈については以下のとおりとする。

#### ア 「生命、心身又は財産に重大な被害」（同項第1号）について

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

イ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)について

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ 法第28条第1項

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、

その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(以下、省略)

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・いつから(いつ頃から)か</li> <li>・誰から行われたか</li> <li>・どのような態様だったのか</li> <li>・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か</li> <li>・学校教職員がどのように対応したか</li> </ul> |
|---|

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、訴訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

## 7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

## 8. いじめ未然防止等に向けての年間計画

### 令和8年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立貴生川小学校)

| 月   | 教職員・児童の取組や活動   | 保護者・地域の取組や活動  |
|-----|--|---|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■学校間・学年間の情報交換、引き継ぎ</li> <li>□職員研修でいじめ対策にかかる共通理解</li> <li>●学級開き・学級のルール作り</li> </ul> <p>「ひろがる笑顔・つながる心」になるための「学級のめあて」</p> <p>○校内人権の日</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校運営協議会</li> </ul>  |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□学校生活アンケートの準備</li> <li>■きづき会議</li> <li>○児童会の委員会活動年間計画立案</li> <li>○校内人権の日</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域学校協働本部会議</li> <li>◆きぶかわっこはぐくみネット(旧児童健全育成委員会)：主任児童委員、民生委員児童委員、安全リーダー、学校運営協議会委員等での児童理解共有</li> </ul> |
| 6月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■教育相談週間</li> <li>○校内人権の日</li> </ul>   |   |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■学校生活アンケート実施</li> <li>■きづき会議</li> <li>■職員研修(未然防止・早期発見のための研修)</li> <li>○校内人権の日</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▲保護者人権研修会</li> <li>◆学校運営協議会</li> <li>△保護者対象学校評価</li> </ul>   |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■職員研修(県生徒指導教育相談伝達講習等)</li> </ul>  |   |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■きづき会議</li> <li>○学級のルール等の確認・修正</li> <li>●校内人権の日…仲間づくり(自尊感情・認め合い)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校運営協議会</li> </ul>  |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■きづき会議</li> <li>○校内人権の日</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>△親子研修会</li> <li>△PTA：滋賀県人権教育研究大会への参加</li> <li>◇地域学校協働本部会議</li> </ul>                                 |

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 11<br>月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校生活アンケート実施</li> <li>■ 教育相談週間</li> <li>○ 校内人権の日</li> </ul>   | ◆ 学校運営協議会   |
| 12<br>月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ きづき会議</li> <li>□ 人権週間の取組</li> <li>□ 児童対象学校評価</li> </ul>  | △ 保護者対象学校評価   |
| 1<br>月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ きづき会議</li> <li>○ 学級のルール等の確認・修正</li> <li>● 校内人権の日…仲間づくり、対等な関係</li> </ul>  | ◆ 学校運営協議会（学校関係者評価）  |
| 2<br>月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校生活アンケート実施</li> <li>■ 教育相談週間</li> <li>○ 校内人権の日</li> </ul>   |   |
| 3<br>月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ きづき会議</li> <li>□ 次年度の児童情報の共有と引き継ぎ</li> <li>○ 校内人権の日</li> </ul>   |   |
| 年間を通して  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定例のきづき会議で児童の情報交換、対応共有</li> <li>■ 高学年教科担任制導入による、複数対応および多面的児童理解の推進</li> <li>● 人権集会ならびに人権学習発表</li> <li>□ 道徳・各教科を通じて「いじめ未然防止教育」の推進</li> <li>□ 関係機関との情報交換等の連携</li> <li>□ 校内人権の日（いい日）の取組</li> <li>□ 障害者理解教育</li> <li>○ たてわり活動「なかよしタイム」</li> <li>● 計画委員会：いじめ未然防止の呼びかけ</li> <li>● 児童会企画：人権に関する掲示・全校への呼びかけ</li> <li>朝の挨拶活動</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ コミュニティ・スクールの導入による地域とともにある学校づくり</li> <li>◇ 学童（児童クラブ）との情報交換</li> <li>◇ スクールガードによる登下校時の見守り活動</li> </ul> |

□：教職員の取組や活動    ○：児童の取組や活動    △：保護者の取組や活動    ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマーク)

# わが校のストップいじめアクションプラン ～いじめの未然防止、早期発見、早期対応～

甲賀市立貴生川小学校

めざす子どもの姿

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない子ども

## 子どものアクション

- 安心できる学級集団づくり  
「友だちのよいところさがし」の日常化  
相互理解を促す学級活動の充実
- 児童会活動によるいじめ防止  
「いじめストップ」の啓発活動  
なかよしタイム（全校たてわり活動）の実施
- 自分たちでできることを考え、行動にうつす  
周りにいるものが傍観するのではなく、仲裁役、シェルター役、スイッチャー役など、自分にできる役割を考え、当事者の気持ちに寄り添った行動を起こせるようにする。

## 家庭や地域と連携したアクション

- ・アクションプランをもとに、PTA 研修会などを通じて、いじめ根絶に向けた連携を確認していく。
- ・学校通信などを通して、いじめに関する情報や知識を広める。
- ・学校運営協議会等でいじめ防止、児童理解等の協議をする。地域とともに子どもを支える体制をつくる。
- ・民生委員児童委員との連携会議でいじめ問題について協議する。
- ・家庭・地域での子どもの見守りと早期発見の呼びかけを行う。（コミュニティ・スクールの取組として）

## 教職員のアクション

- 「いじめを絶対に許さない」学校づくりを進める。（いじめの未然防止）
  - ・「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す。」ことを宣言し、毅然とした姿勢をもつ。
  - ・子どもの行動の背景にあるものを教職員が理解できるようになるために、研修会を実施する。
  - ・どのような理由であっても、いじめや暴力、差別や侮辱などの態度をとることは許されないことを子どもに理解させる指導を徹底する。
  - ・年間計画をもとに人権学習の充実を図る。
- 子どものSOSを見逃さない（早期発見）
  - ・休み時間や給食時などにおいて子どもとふれあい、信頼関係の構築に努める。
  - ・子どもに声をかけること、子どもの話を聴くことを日常化する。高学年では、教科担任制により、複数対応・多面的理解を推進し、「学年みんなの先生」の意識を大切にする。
  - ・組織的な教育相談体制と学期ごとの学校生活アンケートと教育相談週間を実施する。
- いじめがあることを前提に主体的にいじめの疑いを見逃さないように努める。（早期対応）
  - ・「いじめ」または「いじめの疑い」には、組織的にすぐ対応する。
  - ・報告・連絡・相談を徹底し、速やかな方針決定とそれに基づく、校内体制を強化する。

## 現状（課題）

- ・相手の気持ちや立場を考えない言葉遣いから、トラブルに発展する傾向がある。身の回りの問題に対して自分から進んで解決しようと考えたり、行動したりする力を育てなければならない。
- ・教職員の組織的対応・迅速対応を徹底し、いじめに対する意識や人権感覚を磨く研修が必要である。
- ・いじめ根絶に向けて保護者の理解や保護者同士のつながりを強めていく必要がある。